

平成28年度 幼稚園・保育所・認定こども園の 利用手続きと園児募集

◆支給認定

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、以下の3つの区分の支給認定を受ける必要があります。

○1号認定（教育標準時間認定）

子どもが3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

主な利用先…幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

○2号認定（保育認定）

子どもが3歳以上で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合

主な利用先…保育所、認定こども園（保育所部分）

○3号認定（保育認定）

子どもが3歳未満で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合

主な利用先…保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業

【保育が必要な事由】

保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業は、保護者等が次の事由に該当する場合、利用することができます。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居または長期入院等をしている親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVの恐れがあること ⑨育児休業

中に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、①から⑨に類する状態として市が認める場合

◆利用手続き

利用手続きの流れは、下のフローチャートを参照してください。

※市外の幼稚園等に入園を希望する場合は、幼稚園等から入園の内定を受けた後に市へ支給認定申請書を提出してください。

※幼稚園と保育所等の併用をする場合は、保育認定（2号認定）を受けることを幼稚園にも伝え、了解を得た上で手続きを行ってください。

【保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業の手続き】
受付期間 11月4日（水）～30日（月）

※日曜日は、本庁舎のみ受け付けます。土曜日は除く。

※支給認定申請手続きが必要な募集施設については、左のページの市内施設等の一覧をご覧ください。

※提出書類等については、保育課または各総合支所福祉課で配布しています。

平成28年度入所案内をご覧ください。
申込先・問合せ 保育課保育係（内線3324）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線146／栗橋・内線239／鷲宮・内線168）

多子世帯保育料軽減事業

多子世帯における経済的負担を軽減し、少子化の改善を図るため、保育所等を利用する世帯の保育料を軽減します。

国における現行の多子世帯保育料軽減制度は、保育所等に入所する児童のうち、第二子の保育料が半額、第三子以降が全額免除となっています。

この現行制度の兄弟姉妹の同時入所要件を拡大して、第三子以降の保育料を免除します。

対象世帯 同一世帯の第三子以降の児童が認可保育所等を利用している世帯

対象児童 第三子以降の児童（4月1日時点で、0～2歳の児童）

※同一世帯とは、原則3人以上の兄弟姉妹が同居している場合で、兄弟姉妹の年齢は問いません。

※保育所等とは、「子ども・子育て支援新制度」により、施設型給付および地域型給付の支給を受けている施設をいいます。

軽減額 対象児童の保育料は、全額免除です。

還付方法 4月から8月までの保育料を既に納付された方は、免除申請書を申請してください。

申込み・問合せ 保育課保育係（内線3324）

◆利用手続きの流れ

新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の利用を新たに希望する場合（1号認定）

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に直接利用申し込みする

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）から入園の内定を受ける

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を通じて、市へ支給認定申請書を提出する

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を通じて、市から認定書が交付される

保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業の利用を新たに希望する場合（2号認定・3号認定）

市へ支給認定申請書と施設利用申込書を提出する

市から認定書が交付される

保育所、認定こども園（保育所部分）等の利用希望状況等により、市が利用調整を行う

利用施設等が決定する

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）と契約

利用施設等との契約
※認可保育所は、市が契約者となる